

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案（概要）

令和 6 年 11 月
環境省自然環境局

1. 背景

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法（以下「禁止猟法」という。）を定めている。規則第 10 条第 3 項各号において、禁止猟法を列挙しているところ、同項第 5 号において、ライフル銃の使用について制限している。今般、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 48 号。以下「改正銃刀法」という。）が令和 6 年 6 月 14 日に公布され、ライフル銃の範囲が拡大されることとなり、銃身の半分以下にライフルリングを有する銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下の銃。以下「ハーフライフル銃」という。）も新たにライフル銃に含まれることとなる（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。この改正により狩猟に支障が及ぶことがないよう、規則におけるライフル銃の定義からハーフライフル銃を除くこととする。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「環境省及び原子力規制委員会におけるデジタル社会の実現に向けた中長期的な計画」における行政手続のオンライン化に伴い、狩猟免許の申請や狩猟者登録の申請の際の申請書類のうち顔写真の提出について、オンラインによる申請が可能となるよう所要の改正を行う。

2. 省令案の内容

（1）対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止に関する規定（規則第 10 条第 3 項第 5 号関係）

- ・法第 12 条第 1 項第 3 号の環境大臣が禁止する猟法として、ライフル銃を使用する方法が定められている。
- ・銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 3 条の 13 第 4 号において、ライフル銃の定義は「銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えるもの」と規定されており、禁止猟法の対象にハーフライフル銃が含まれていなかったところ。改正銃刀法により、同定義は「銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるもの」と規定されることとなり、ハーフライフル銃についてもライフル銃に含まれることとなった。
- ・対象狩猟鳥獣の狩猟においては、従前どおりハーフライフル銃を使用できることとするため、規則第 10 条第 3 項第 5 号に規定するライフル銃の定義として、銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以下のライフル銃を除く旨を追加する。

（2）狩猟免許等の申請に関する規定（規則第 48 条第 2 項第 3 号並びに第 65 条第 2 項第 2 号及び第 7 項関係）

- ・狩猟免許及び狩猟者登録の申請の際の申請書類について、オンラインでの提出が可能となるよう、顔写真の大きさと裏書きについての規定を削除し、電磁的方法により提出することもできる旨を追記する。

3. 施行日（予定）

令和 7 年 3 月 1 日